

郵便局ネットワークについて

平成28年9月

- 日本郵政(株)及び日本郵便(株)は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

(郵政民営化法第7条の2第1項、日本郵政株式会社法第5条第1項、日本郵便株式会社法第5条)

(注) (株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険には、ユニバーサルサービス提供義務が直接はかかっていない。

郵便局において提供されるユニバーサルサービス

郵便業務

- 1 郵便物の引受け
- 2 郵便物の配達
- 3 郵便切手等の販売

銀行窓口業務

- 1 通常貯金の受入れ
- 2 定額貯金及び定期貯金の受入れ
- 3 為替、払込み及び振替

保険窓口業務

- 1 普通終身保険及び特別終身保険の保険募集
- 2 普通養老保険及び特別養老保険の保険募集
- 3 1及び2に係る満期保険金及び生存保険金の支払請求の受理

(参考) 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務等

- ・ゆうパック(小包)、ゆうメール(メール便)の引受・配達
- ・預金者に対する貸付け、国債の販売、投資信託の販売
- ・学資保険の保険募集、定期年金保険の保険募集
- ・住民票の写しの引渡し

等

○郵政民営化法(平成17年法律第97号)(抄)

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第7条の2 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。

○日本郵政株式会社法(平成17年法律第98号)(抄)

(責務)

第5条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2 前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それぞれ日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第三項又は第四項に規定する生命保険又は郵便局をいう。

○日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)(抄)

(責務)

第5条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

(郵便局の設置)

第6条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 (略)

1 日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）

（郵便局の設置）

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 会社は、総務省令で定めるところにより、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 郵便局の名称及び所在地

二 会社の営業所であって、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地

2 日本郵便株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）

（郵便局の設置基準等）

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村（特別区を含む。）においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。ただし、郵便窓口業務及び保険窓口業務を行う会社の営業所（関連銀行の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合又は郵便窓口業務及び銀行窓口業務を行う会社の営業所（関連保険会社の営業所が併設されている場合に限る。）が当該市町村（特別区を含む。）において一以上設置されている場合その他の合理的な理由があると総務大臣が認める場合は、この限りでない。

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。

二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3～5 （略）

□ 郵便局の合計数は、公社時代は減少し、民営化後は大きな変化なく推移。

直営局：20,241局(民営化時) → 20,165局(H28.6末)[▲76局]

簡易局：4,299局(民営化時) → 4,288局(H28.6末)[▲11局]

○ H28.6末現在 計24,453局

直営局：20,165局(うち一時閉鎖71局(うち震災の影響42局)) 簡易局：4,288局(うち一時閉鎖276局(うち震災の影響14局))

【郵便局数の推移】 (単位：局。下段括弧書きは、対前年度増減数)

	H18.3末	H19.3末	H19.10.1 (民営化時)	H20.3末	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H24.10.1 (統合時)	H25.3末	H26.3末	H27.3末	H28.3末	H28.6末
計	24,631 (▲47)	24,574 (▲57)	24,540	24,540 (▲34)	24,539 (▲1)	24,531 (▲8)	24,529 (▲2)	24,514 (▲15)	24,537	24,525 (11)	24,511 (▲14)	24,470 (▲41)	24,452 (▲18)	24,453 (▲12)
直営郵便局	20,221 (▲10)	20,218 (▲3)	20,241	20,243 (25)	20,246 (3)	20,236 (▲10)	20,233 (▲3)	20,217 (▲16)	20,240	20,227 (10)	20,209 (▲18)	20,187 (▲22)	20,165 (▲22)	20,165 (▲19)
簡易郵便局	4,410 (▲37)	4,356 (▲54)	4,299	4,297 (▲59)	4,293 (▲4)	4,295 (2)	4,296 (1)	4,297 (1)	4,297	4,298 (1)	4,302 (4)	4,283 (▲19)	4,287 (4)	4,288 (7)
うち一時閉鎖局	222 (60)	307 (85)	417	438 (131)	354 (▲84)	242 (▲112)	255 (13)	228 (▲27)	240	232 (4)	221 (▲11)	218 (▲3)	258 (40)	276 (47)

1 上記局数には、分室及び一時閉鎖局を含む。

2 一時閉鎖局とは、その受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局をいう。

- 直営郵便局：日本郵便株式会社が施設を確保し、社員を配置して、郵便窓口業務を運営しているもの。
- 簡易郵便局：日本郵便株式会社が第三者に郵便窓口業務を委託しているもの。また、受託者は日本郵便株式会社の指定する場所に、施設を設けなければならない。

簡易郵便局法(昭和24年法律213号)の概要

1. 簡易郵便局法の目的(第1条)

郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託に関し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2. 定義(第2条)

「郵便窓口業務」とは、郵便物の引受け、郵便物の交付、郵便切手類の販売等をいう。

3. 業務の委託(第3条)

日本郵便株式会社は、郵便窓口業務等を第三者に委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、契約により委託することができる。

4. 受託者の資格(第4条、第5条)

- ・ 地方公共団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 漁業協同組合
- ・ 消費生活協同組合(職域による消費生活協同組合を除く。)
- ・ 十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務等を適正に行うために必要な能力を有する者

(注)ただし、禁固以上の刑に処せられていた者で、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないものなどは受託者となることができない

5. 委託契約(第6条)

日本郵便株式会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従って、受託者と委託業務を行う契約(委託契約)を締結しなければならない。

6. 簡易郵便局の設置(第7条)

受託者は会社の指定する場所に、簡易郵便局(委託業務を行う施設)を設けなければならない。

7. 組合の場合の委託業務の取扱いの基準(第8条)

受託者が組合である場合、組合に関する法令の規定にかかわらず、組合員以外の者に対しても公平に役務を提供しなければならない。

8. 委託契約の解除(第9条)

受託者が、「4-(注)」の受託者となることができなくなった場合は、委託契約を解除しなければならない。

9. 郵便切手類販売所等に関する法律の適用(第10条)

受託者には郵便切手類販売所等に関する法律の規定の一部を適用する。

10. 総務省令への委任(第11条)

法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

11. 罰則(第12条)

第6条の認可を受けなければならない場合に、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、100万円以下の過料に処する。

(参考) 郵便局以外に民間金融機関がない町村(24町村)

- 郵政民営化法第108条において、郵便局以外に民間金融機関※1がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域(24町村)に主たる事務所が所在する公共的な法人及び団体※2については、預入限度額(1千3百万円)の適用が除外されている。

※1:銀行、信用金庫、労働金庫、商工中金、信用組合、農協、漁協等の金融機関のうち、預金又は貯金の受入を業とする者をいう。

※2:地方公共団体、医療・学校・宗教法人、労働組合、非営利社会福祉事業経営団体、老人ホーム等

